

Ⅱ 各論

第4章 笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして

第1節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実

現状と課題

- 1 総人口に占める65歳以上の割合は、平成25年9月末日の時点で25.85%となっており、高齢化率は、更に加速することが予想されています。
- 2 後期高齢者の健康診断受診率は、平成24年度は44.62%となっており、平成20年度から6.23ポイント増加しています。超高齢社会において、高齢者が健康で自立した生活を送るためには、生活習慣病予防や疾病の早期発見・早期治療が必要です。
- 3 平成25年3月末時点の要支援・要介護認定者は2,515人となり、前年同時期から198人、約8.5%増加しています。高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう保健、医療、福祉の様々な支援が切れ目なく提供される地域包括ケア体制の構築が求められています。
- 4 一人暮らしや認知症の高齢者の増加など、高齢者を取り巻く状況も大きく変化しています。地域での見守り、支え合いなどの交流の促進や閉じこもり防止のために外出機会の確保が求められています。

基本方針

市民が年齢に関わりなく輝き続けられる社会の実現に向け、介護予防と健康づくりを推進するとともに、誰もが生きがいを持ち充実した生活を送れるよう、多様な社会参加を支援し、高齢者を地域全体で支え合うための仕組みづくりなどにより、安心して住み続けられる福祉の充実を図ります。

基本的取組の内容

1 介護予防と健康づくり

① 高齢者保健福祉計画の推進

高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者が自分らしく、生きがいをもって、地域の一員として豊かな知識や経験を発揮しながら暮らすことのできる地域社会の構築をめざし、各種サービス・施策を総合的に推進します。

② 介護予防・健康づくり事業の推進【重点施策】

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らせるよう、「介護予防教室」「地域イキイキ元気づくり事業」「ふるさと農援隊事業」などの事業を推進するとともに、「介護支援ポイント制度」により、高齢者自らの健康保持を目的としたボランティア活動を支援します。

③ 健康診査の推進

糖尿病等の生活習慣病を早期に発見し、治療につなげるため、特定健康診査（74歳まで）や後期高齢者健康診査（75歳以上）を推進します。

2 多様な社会参加の促進

① 就業の促進

あきる野市シルバー人材センターを支援することにより、高齢者の経験や能力を活かすことができる就業の機会を提供するなど、高齢者の就業を促進します。

② 社会参加の促進

高齢者が地域社会で積極的な役割を果たせるよう、ボランティア活動や高齢者クラブなどの団体活動を支援し、高齢者の社会参加を促進します。

3 高齢者の地域生活への支援

① 介護サービスの適正な提供

介護保険事業計画に基づき、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス等、必要なサービスの供給量を確保し、介護サービスを適正に提供します。

② ケアマネジメントの充実

ケアマネジャーの能力向上を支援（相談・研修・援助）し、居宅介護支援事業所のケアマネジメントの充実を図ります。

③ 介護サービス事業者に対する指導等の推進

介護保険制度の信頼を高めるため、東京都と連携を図り、介護保険サービス事業者に対する指導等を推進します。

④ 在宅支援の充実

高齢者の一人暮らし世帯や高齢者世帯に対する配食サービス事業等の助成など、在宅支援の充実を図ります。

⑤ 介護者への支援

高齢者のおむつ等給付事業及び介護や病気の知識を学ぶための家族介護者教室を実施するなど、介護者の負担軽減のための支援をします。

4 連携と支え合いの仕組みづくり

① 総合的な相談・支援体制の充実

地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携を密にし、高齢者やその家族に対するきめ細かな支援を行うため、総合的な相談・支援体制を充実します。

② 高齢者を支え合う地域づくりの推進【重点施策】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、多様な見守り活動に取り組むなど、高齢者を支え合う地域づくりを推進します。

③ 高齢者虐待の早期発見と迅速・的確な対応

地域における関係機関相互の情報交換や連携、高齢者虐待防止の普及啓発などを実施するために設置した「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を活用し、高齢者虐待の早期発見と迅速かつ的確な対応を図ります。

④ 認知症対策の推進

認知症に対する正しい理解や接し方などの研修会の開催と認知症サポーターの養成に取り組むとともに、認知症予防のための情報提供を実施するなど、認知症対策を推進します。

5 安心して住み続けられる生活環境の整備

① 円滑な移動・活動への支援

障がいを感じることなく、円滑に移動や活動ができるよう支援します。

② 住宅・施設への入居支援

市内に住み続けたい高齢者に対し、住宅や施設への入居を支援します。

第4章 笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして

第2節 障がい者が一般社会で安心して生活できる福祉の充実

現状と課題

- 1 市内の障がい者数は3,333人（身体障害者2,327人、知的障害者598人、精神障害者408人）となっており、障がい福祉サービスの利用者は、増加傾向にあります。（平成25年3月末現在）
- 2 精神障害者地域活動支援センターや障害者地域自立生活支援センター、障害者通所支援施設などでは、障がい者の社会復帰、社会参加、自立更生、生活介護などに関する事業を行っています。
- 3 障がい者やその家族等が、いつでも安心して気軽に相談でき、必要な情報が得られるよう、情報提供や相談支援体制の充実が求められています。
- 4 市民一人一人が、障がいのあるなしに関わらず、お互いの人権を尊重し、わけ隔てなく接することができる、差別のない社会の実現が求められています。

基本方針

ノーマライゼーションの理念や心のバリアフリーを浸透させる取組を推進するとともに、暮らしやすい生活の場の確保、権利擁護、社会参加等の支援により、障がい者が安心して生活できる福祉の充実を図ります。

基本的取組の内容

1 障がい者福祉の推進

① 障害福祉計画の推進

障害福祉計画に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの各種事業を円滑に提供し、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域で生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

② 理解・啓発活動の推進

障がい者団体等と協力しながら、障がい者福祉に関する広報活動や交流の場づくりを進めるなど、障がいや障がい者に対する理解・啓発活動を推進します。

③ 障がい者への虐待防止

障害者虐待防止センター、東京都、警察署等との連携により、養護者、障がい者福祉施設従事者などによる障がい者虐待の防止に努めます。

2 自立生活の支援

① 地域における自立生活への支援

地域自立支援協議会を中核として、専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、就労や生活に関する総合的な支援を行うなど、地域における障がい者の自立生活を支援します。

② 情報提供の充実

障がい者に関わる各種制度やサービス等を総合的にまとめた手引を発行するとともに、市広報紙やホームページを通じて情報提供の充実を図ります。

③ 在宅支援サービスの充実

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるよう、訪問系サービスの充実を図るとともに、障がい者の経済的負担の軽減を図るなど、在宅支援サービスの充実を図ります。

④ 支援機関との連携

障がい者が住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、相談支援機関、保健所、医療機関、障害福祉サービス提供事業所等の支援機関との連携を図ります。

⑤ コミュニケーション支援の充実

意思疎通を図ることに支障のある障がい者に、手話通訳者等を派遣するなど、コミュニケーション支援を充実します。

⑥ 地域生活への移行促進

障がい者が地域での生活が送れるよう、地域移行支援・地域定着支援などにより、入院・入所施設から地域生活への移行を促進します。

3 生活行動の支援

① 特別支援教育の推進

障がいのある幼児や児童・生徒が、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、特別支援教育を推進します。

② 日中活動の場の確保

生活介護、機能訓練・生活訓練、就労支援事業などを行う施設を支援し、日中活動の場の確保を図ります。

③ 移動・コミュニケーション支援サービスの推進

屋外での移動が困難な障がい者の外出のため、障がいに応じた移動・コミュニケーション支援サービスを推進します。

4 社会参加の支援

① 就労の支援

就労全般の相談・支援を行うとともに、就労の機会の拡大や職場定着支援など、障がい者の就労を支援します。

② 社会復帰の促進

障害福祉サービスの利用促進、地域生活支援事業及び地域自立支援協議会を充実させ、社会復帰を促進します。

③ 障がい者雇用の促進

障がい者がその能力と適正に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるよう、市内の事業所への障がい者雇用の促進をします。

④ スポーツ・文化活動の充実と参加の支援

障がい者が参加するスポーツや文化活動を充実させるとともに、移動支援などの事業を通じ参加を支援します。

⑤ 障がい者団体の運営支援

あきる野市障害者団体連絡協議会と連携を図り、障がい者団体の運営を支援します。

⑥ 障がい福祉の拠点施設の提供

障がい者就労・生活支援センター、地域活動支援センター及び虐待防止センターを設置している市内施設（秋川健康会館）を障がい者の生活全般をサポートする場として提供します。

第4章 笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして

第3節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療の充実

現状と課題

- 1 生活習慣病予防のために実施している特定健康診査の平成24年度の実診率は、46.6%となっており、平成20年度から3.5ポイント増加していますが、診査結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣を見直す必要がある方に行う特定保健指導の参加率は23.1%となっており、平成20年度から9.4ポイント減少しています。生活習慣の変化や高齢化の進展などを踏まえ、総合的な生活習慣病対策の必要があります。
- 2 重症化が懸念される高齢者の感染症対策として、インフルエンザ予防接種の促進と普及啓発に取り組み、平成24年度の実診率は40.8%となっており、10年前と比べて8.4ポイント増加しています。
- 3 身近な地域で必要ときに、安心して適切な医療が受けられるよう、地域医療体制の充実が求められています。
- 4 感染症の発生予防、蔓延防止のための予防接種の充実や「心の病」を重症化させないための心の健康づくりの充実などが求められています。

基本方針

市民一人一人が健康に関心を持ち、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図り、各種健康診査・検診の実診率を高めるとともに、地域での健康づくり活動の支援、予防接種の促進等により、生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療の充実を図ります。

基本的取組の内容

1 健康づくりの充実

- ① めざせ健康あきら野21（健康増進計画）の推進
めざせ健康あきら野21（健康増進計画）に基づき、「子育て世代」「働き世代」「高齢者世代」の健康づくり施策を展開し、生涯を通じた市民一人一人の健康づくりを進めます。
- ② 健康教育の推進
生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識を普及するため、学校や地域など身近な場所において、適切な指導や支援による健康教育を推進します。
- ③ 各種健康診査・検診の充実
生活習慣病の予防、がんの早期発見、母と子の健康の維持・増進などを図るため、特定健康診査、生活習慣病予防健康診査、各種健康診査・検診の充実を図ります。
- ④ 歯科保健の充実
乳幼児の虫歯や歯周疾患などの予防措置の拡大を図るため、定期的な歯科健診やかかりつけ歯科医の推進などにより、歯科保健の充実を図ります。

⑤ 地域における健康づくりの推進

健康づくり推進協議会による地域の実情に応じた健康づくり対策を促進するとともに、健康づくり市民推進委員が行う健康づくり活動を支援し、地域における健康づくりを推進します。

⑥ ボランティアの育成

保健事業に必要なボランティアを確保し、講習会等の開催により知識等の一層の向上を図るなど、ボランティアの育成を図ります。

⑦ 食育の推進

健全な食習慣を身に付け安心して豊かな食生活を送れるよう、保育所、幼稚園、学校と連携しながら食育を推進します。

⑧ 心の健康づくりの充実

精神的なストレスを蓄積しやすくなっている環境の中、育児や人間関係などの心の悩みに応えるため、関係機関との情報交換を図りながら相談体制を整備するなど、心の健康づくりを充実します。

2 予防体制の充実

① 予防接種の充実

感染症の発生予防、発病予防及び蔓延を防ぐため、乳幼児、児童・生徒に対し予防接種を実施するとともに、接種率向上のための勧奨通知を積極的に行うなど、予防接種の充実を図ります。

② 高齢者の予防接種の促進・普及啓発

重症化が懸念される高齢者に対し、医師会や近隣市町村と協力し、インフルエンザ予防接種の促進と普及啓発を推進します。

③ 感染症対策の充実

感染症発生の予防とその蔓延を防ぐため、結核検診や教育活動、広報活動等により、正しい知識や情報を提供するとともに、感染症に関する危機管理体制を充実します。

④ 薬物乱用防止対策の推進

関係機関と協議しながら啓発活動等を実施するなど、薬物乱用防止対策を推進します。

3 保健・医療提供体制の充実

① 保健・医療と福祉の連携強化

市民の総合的な健康保持を図るため、保健・医療、福祉の連携を強化します。

② ホームドクターの必要性の啓発

市民一人一人が、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局をもつホームドクターの必要性の啓発を図ります。

③ 連携強化による医療体制の充実

医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携強化により、医療体制の充実を図ります。また、日の出町、檜原村と連携・協議し、公立阿伎留医療センターの医療サービスの充実について、働きかけます。

④ 救急医療体制の整備

市民が安心して暮らせる地域をつくるため、休日診療、準夜診療に加え、関係機関と協議・連携し、二次救急医療体制を充実するなど、救急医療体制の整備を図ります。

第4章 笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして

第4節 子どもを安心して産み育てられる環境の整備

現状と課題

- 1 総人口に占める14歳以下の年少人口の割合は、平成25年1月の時点13.84%となっております。10年前と比べて0.86ポイント減少しており、今後も減少していくと予想されます。
- 2 少子化が進む一方、女性の就労などにより、保育所への入所希望は増加傾向にあります。定員増加の取組を進めていますが、待機児童の解消には至っていません。
- 3 国は、少子化対策などの一環として、子育て支援策を総合的に推進していくため、「子ども・子育て関連3法」を制定して、平成27年度から子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）が開始されます。
- 4 子どもを取り巻く環境や社会経済情勢は、目まぐるしく変化しており、保育ニーズの多様化、地域・家庭における子育ての相談や支援等、多様な課題に、迅速かつ柔軟に対応していくことが求められています。
- 5 児童館は、中・高校生の利用が少ない状況が続いている反面、学童クラブの需要は大きく増加しており、育成時間の延長や入会定員の増加、特別な支援を必要とする児童の受入れなど、その充実が求められています。

基本方針

新制度を着実に構築し、新制度に基づく子育て支援策として、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域の子育て支援の充実などに取り組むとともに、学童クラブ、児童館、放課後子ども教室のあり方を総合的に検討するなど、子ども・子育てを支える地域づくりを推進します。

基本的取組の内容

1 保育サービスの充実、地域・家庭における子育ての支援

① 子ども・子育て支援事業計画の推進

新制度を推進するための子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、この計画に基づき、子ども・子育て支援給付や保育の待機児童解消に向けた量的拡大、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の充実などに取り組み、地域の子ども・子育て支援の充実を図ります。

② 教育・保育の総合的な提供

子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どものための教育・保育の総合的な提供を図るため、施設型給付と地域型施設給付を適正に推進します。

③ 保育の待機児童の解消【重点施策】

保育の待機児童解消に向けて、子ども・子育て支援事業計画に位置づけられた保育所や地域型保育事業などの保育施設の確保内容に基づき、計画的に保育所の増改築に合わせ、低年齢定員の拡大や定員の弾力的運用を図るとともに、認証保育所への支援や家庭福祉員事業などを推進し、待機児童の解消を図ります。

④ 保育所における延長保育、低年齢児保育、子育て相談等の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、保育所の延長保育、低年齢児保育、子育て相談等の保育内容の充実を図ります。

⑤ 子育て支援の推進

妊婦や乳児の健康を保持するため、妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問、育児相談などを推進するとともに、子育てひろば事業や子ども家庭支援センターにおける子育て相談、子育てグループへの支援、ファミリー・サポート・センター事業の推進などにより、子育て支援を推進します。

⑥ 児童の一時預かり事業等の推進

児童の一時預かりサービスの需要への対応や子育てと就労の両立を支援するため、乳幼児一時預かり事業や乳幼児ショートステイ事業、病後児保育事業、トワイライト（夜間一時預かり）事業を推進します。

⑦ 市立保育所の民営化

多様化する保育サービスへの対応や待機児童の解消などを図るため、各園の課題解決に取り組み、民営化を推進します。

⑧ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の充実【重点施策】

待機児童解消に向けて、子ども・子育て支援事業計画の確保内容に基づき、既存施設の弾力的運用や公共施設の有効活用を図ります。また、特別な支援を必要とする児童の受入れや入会者の増加等に努めるとともに、育成時間の延長など、学童クラブの充実を図ります。

⑨ 児童館施設の有効活用

新制度における地域子育て政策を推進するに当たり、児童館の設置目的、利用実態等を踏まえてあり方を検討するとともに、児童館施設の有効活用を図ります。

2 要保護児童等への対応の充実

① 児童虐待防止等支援機関との連携強化

児童虐待の早期発見と迅速かつ的確な対応を行うため、地域における児童虐待防止等支援機関との連携を強化します。

② ひとり親家庭への支援

生活環境が激変したため日常生活への支援が必要な場合や疾病等により一時的に生活援助が必要な場合などに、ホームヘルパーを一定期間派遣し、日常生活に支障があるひとり親家庭を支援します。

③ 障がいの早期発見・適切な療育の推進

妊産婦や乳幼児に対する母子健康診査と母子保健指導を充実し、障がいの早期発見と適切な療育を推進します。

④ 障がい児保育の充実

集団での保育が可能な障がいの程度で、保育を必要とする児童を対象とした障がい児保育の充実を図ります。

3 子育てを支援する生活環境の整備

① 防犯活動の推進

保育所、幼稚園、学校等の安全対策を進めるとともに、地域での取組体制を強化し、施設周辺や通園・通学路における防犯活動を推進します。

第4章 笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして

第5節 総合的な地域福祉の推進

現状と課題

- 1 秋川ふれあいセンターをボランティア活動の拠点とし、その活動を支援しています。平成24年度にボランティア活動に参加したことがある市民は1,961人となっており、増加傾向にあります。
- 2 生活に困窮している市民に対する生活保護の状況は、平成25年3月末には620世帯(916人)となっており、10年前の平成15年3月末に比べて約2倍の世帯数となっています。今後も相談、支援等の充実が求められています。
- 3 高齢者や子育て家庭などの孤立化、孤独化等の問題が顕在し、地域福祉へのニーズが多様化しており、民生委員・児童委員を始め、地域福祉の担い手である地域住民のネットワークによる支え合うまちづくりが求められています。
- 4 高齢者、障がい者、児童など、それぞれの福祉と保健・医療の充実を図るとともに、市民と協働の下、福祉や保健・医療を総合的に結び付け、支援する仕組みづくりを進める必要があります。

基本方針

秋川ふれあいセンターをボランティア活動の推進拠点とし、ボランティアの発掘、養成、活動等を支援するとともに、民生委員・児童委員やふれあい福祉委員等、地域福祉の担い手との連携を強化し、総合的な地域福祉を推進します。

基本的取組の内容

1 総合的な地域福祉の推進

① 地域保健福祉計画の推進

地域保健福祉計画に基づき、市民、事業者、行政が協働して、市民一人一人の状況に応じた保健福祉サービスを総合的に展開することにより、全ての市民が安心して暮らすことができる生活環境づくりを進めます。

② 保健福祉相談内容の総合的な解決体制の推進

高齢、障がい、子育て等の分野別相談内容の充実と合わせ、各担当課や関係機関との連携により、相談内容について総合的に解決を図る仕組みづくりを進めます。

③ 生活困窮者に対する相談・支援等の充実

生活に困窮している世帯に対して、相談・支援等の充実を図ります。

④ 町内会・自治会、民生委員・児童委員、ふれあい福祉委員等の活動支援

幅広い福祉活動ができるよう、町内会・自治会、民生委員・児童委員、ふれあい福祉委員等との連携の強化を図るとともに、地域での活動を支援します。

⑤ 成年後見制度の利用の支援

病気などのために財産管理や契約などの法律行為が困難な高齢者や親族のいない知的障がい者・精神障がい者に対し、必要に応じて成年後見制度の利用を支援します。

⑥ ボランティア活動の支援

秋川ふれあいセンターをボランティア活動の拠点とし、社会福祉協議会の進めるボランティアのまちづくり推進事業等を支援します。

⑦ ユニバーサルデザインの推進

全ての人々が利用可能なように環境をデザインしていくユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを推進します。

⑧ 心のバリアフリーの醸成

様々な施設や団体でのボランティア活動を通して、子どもたちが地域社会の一員としての自覚を持ち、社会に貢献しようとする心を育てるなど、心のバリアフリーの醸成を図ります。